

「東北地域における持続可能な未来経済社会実現に向けた懇談会」設置要綱

20211004 東北第2号

制定 令和3年10月12日

（目的）

第1条 「東北地域における持続可能な未来経済社会実現に向けた懇談会」（以下「懇談会」という。）は東北地域における持続可能な未来経済社会の実現に向けて、有識者による意見交換を行い、東北経済産業局が策定する中期政策（2022～2024年度）に反映させることを目的とする。

（組織）

第2条 懇談会は、東北経済産業局に設置し、地域経済産業の活性化に知見を有する経済界の代表、学識経験者等を委員とする。

2 必要に応じて、国の地方支分部局等を懇談会に出席させることができる。

（委員の任命）

第3条 前条の委員は、東北経済産業局長が任命する。

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、1年以内とする。

2 委員は、再任することができる。

（座長）

第5条 懇談会に座長を置く。

2 座長は、委員の中から東北経済産業局長が指名する。

3 座長は、懇談会を総理し、懇談会を代表する。

4 座長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

（懇談会の開催）

第6条 懇談会は、東北経済産業局長が開催する。

（秘密保持義務）

第7条 委員は、その職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。委員としての職を退いた後といえども同様とする。

（庶務）

第8条 懇談会に関する庶務は、東北経済産業局総務企画部企画調査課において行う。

(雑則)

第9条 この設置要綱に定めるもののほか、懇談会の手続その他懇談会の運営に関し必要な事項は、座長が懇談会に諮って定める。

(附 則)

この要綱は、令和3年10月12日から施行する。